

処遇改善に関する具体的な取り組み内容

◎入職促進

- ・他分野からの転職者や経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築を行うとともに、地域の大学や福祉関連の専門学校との連携を強化し、インターンシップ制度を導入することで人材を育成・確保します。
- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施をします。

◎資質の向上

- ・働きながら、児童発達支援管理責任者を目指すものに対する研修受講支援や、より専門性の高い療育技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援を行います。
- ・関連する各分野の勉強会や研修を定期的に行います。

◎多様な働き方の促進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すもののための休業制度等を整備します。
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員課正規職員への転換の制度等の整備を行います。

◎健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の相談体制を充実させます。
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等、健康管理対策を実施します。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備を行っています。

◎業務改善の取り組み

- ・厚生労働省が示している「生産性向上に関するガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行います。
- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、乗務時間調査の実施等）を実施します。
- ・運営ソフト（記録、情報共有、請求業務等）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入を行います。

◎やりがい・働きがいの醸成

- ・地域の一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流等を実施します。
- ・利用児童本位の療育方針など法人の理念を定期的に学ぶ機会を設けます。